

1 高齢者虐待防止法の概要

(1) 高齢者虐待の定義

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成18年4月1日施行。いわゆる「高齢者虐待防止法」。以下「法」という。）は、養介護施設従事者等（※1）又は家庭における養護者（※2）による次のような行為を、高齢者虐待としている。

- ア 身体的虐待（たたく・つねるなどの暴力行為、緊急やむを得ない場合以外の身体拘束等）
- イ 介護・世話の放棄・放任（薬や食事を与えない、長時間放置する等）
- ウ 心理的虐待（著しい暴言、著しく拒絶的な対応等）
- エ 性的虐待（わいせつな行為を行う、又はさせる等）
- オ 経済的虐待（財産を不当に処分するなど、不当に財産上の利益を得る）

- ※1 「養介護施設従事者等」とは、老人福祉法及び介護保険法に規定する「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する者。
- ※2 「養護者」とは、高齢者を現に養護する者であって、養介護施設従事者等以外の者で、高齢者の世話をしている家族や親族、同居人等が該当する。

(2) 通報の義務（高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合）

- 養介護施設従事者等による高齢者虐待について（法第21条第1項及び第2項）
 - ア 養介護施設従事者等の市町村に対する通報義務
 - イ 県民の市町村に対する通報義務（当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合）
- 養護者による高齢者虐待について（法第7条第1項）
 - ア 県民の市町村に対する通報義務（当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合）

(3) 県の役割

- 養介護施設従事者等による高齢者虐待について（法第24条、第25条）
 - ア 高齢者虐待の防止及び被害高齢者の保護を図るための老人福祉法又は介護保険法に基づく権限の適切な行使
 - イ 養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況、虐待があった場合にとった措置等の公表
- 養護者による高齢者虐待について（法第19条）
 - ア 市町村が行う措置の実施に関し、市町村間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助
 - イ 必要があると認められるとき、市町村に対して必要な助言

(4) 市町村の役割

- 養介護施設従事者等による高齢者虐待について（法第 21 条第 5 項、第 22 条、第 24 条）
 - ア 対応窓口の周知
 - イ 通報を受けた場合の事実確認等
 - ウ 養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する事項の都道府県への報告
 - エ 高齢者虐待の防止及び被害高齢者の保護を図るための老人福祉法又は介護保険法に基づく権限の適切な行使
- 養護者による高齢者虐待について（法第 6 条、第 9 条第 1 項及び第 2 項、第 10～16 条、第 18 条）
 - ア 高齢者及び養護者に対する相談、指導及び助言
 - イ 通報を受けた場合、速やかな高齢者の安全確認、通報等に係る事実確認、高齢者虐待対応協力者との対応協議
 - ウ 老人福祉法に規定する措置及びそのための居室の確保、成年後見制度利用開始に関する審判の請求
 - エ 立入調査の実施
 - オ 立入調査の際の警察署長に対する援助要請
 - カ 老人福祉法に規定する措置が採られた高齢者に対する養護者の面会の制限
 - キ 養護者に対する負担軽減のための相談、指導及び助言その他必要な措置
 - ク 専門的に従事する職員の確保
 - ケ 関係機関、民間団体等との連携協力体制の整備
 - コ 対応窓口、高齢者虐待対応協力者の名称の周知

(5) 養介護施設・事業者の役割（法第 20 条）

養介護施設の設置者及び養介護事業を行う者は、養介護施設従事者等に対する研修の実施、利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備、その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止のための措置を講じる。

(6) 県民の役割（法第 4 条）

高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は県が講ずる高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努める。

2 養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況

(1) 相談・通報対応件数

相談・通報 対応件数	事実確認を 行った件数	虐待と判断		
		したも したもの	虐待ではないと 判断したもの	虐待の判断に至 らなかったもの
81 件	73 件	27 件	31 件	15 件

(2) 虐待と判断した事案の概要

項目 \ 事案	1	2	3	4	5
施設・事業所のサービス種別	有料老人ホーム	有料老人ホーム	有料老人ホーム	有料老人ホーム	特別養護老人ホーム
被虐待者の状況	女性 60代 要介護1	女性 90代 要介護3 女性 90代 要介護2	女性 80代 要介護3 自立度Ⅱ 寝たきり度B	女性 80代 要介護3	女性 90代 要介護3 自立度Ⅲ 寝たきり度B
虐待の種別	身体的虐待	身体的虐待	身体的虐待 心理的虐待	身体的虐待	身体的虐待 心理的虐待
虐待を行った従事者の職種	看護職員	特定困難	介護職員	介護職員	介護職員
市町村が行った措置	施設等に対する指導、改善計画の提出	施設等に対する指導、改善計画の提出	施設等に対する指導、改善計画の提出	施設等に対する指導、改善計画の提出	施設等に対する指導、改善計画の提出
虐待の内容	利用者の頭を叩いた。	転倒リスクを回避するため、車椅子のグリップを壁の手すりに固定したり、車椅子や椅子の前に机を置いて利用者の動作を制限した。	・利用者の頭を叩いた。 ・利用者に対し、日常的に大きい声や強い口調で接した。	利用者の体や顔を強い力で押さえつけた。	・利用者に暴言を吐いた。 ・利用者が立たないよう、椅子を壁につけ、前にテーブルを置いた。

項目 \ 事案	6	7	8	9	10
施設・事業所のサービス種別	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム
被虐待者の状況	女性 80代 要介護4	女性 90代 要介護5 自立度Ⅲ 寝たきり度C	女性 90代 要介護4 自立度Ⅲ 寝たきり度B	男性 80代 要介護4	女性 80代 要介護3 自立度Ⅲ 寝たきり度A
虐待の種別	身体的虐待	身体的虐待	身体的虐待 性的虐待	身体的虐待	身体的虐待
虐待を行った従事者の職種	介護職員	介護職員	介護職員	介護職員	介護職員
市町村が行った措置	施設等に対する指導、改善計画の提出	施設等に対する指導、改善計画の提出	施設等に対する指導、改善計画の提出	施設等に対する指導、改善計画の提出	施設等に対する指導、改善計画の提出
虐待の内容	利用者の顔を叩いた。	利用者の義歯を装着する際、手を払いのけ、強引に装着した。	・利用者の頬を叩いた。 ・利用者に背後から抱きつき、利用者の頬や頭部、口にキスや頬ずりをした。	利用者が立たないよう、利用者の右腕を車椅子のグリップにかけた。	プラスチックのコップで利用者の頭を叩いた。

※ 「自立度」とは「認知症高齢者の日常生活自立度」のことをいい、「寝たきり度」とは「障がい高齢者の日常生活自立度」のことをいう

項目 \ 事案	1 1	1 2	1 3	1 4	1 5
施設・事業所のサービス種別	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム
被虐待者の状況	女性 70代 要介護3 自立度Ⅲ 寝たきり度A 女性 80代 要介護4 自立度Ⅲ 寝たきり度A	女性 90代 要介護3 自立度Ⅲ 寝たきり度B	女性 80代 要介護4 自立度Ⅳ 寝たきり度B	女性 90代 要介護5 自立度Ⅲ 寝たきり度B	女性 90代 要介護4 自立度Ⅲ 寝たきり度B 男性 90代 要介護4 自立度Ⅳ 寝たきり度B 女性 90代 要介護5 自立度Ⅳ 寝たきり度B 女性 100歳以上 要介護4 自立度Ⅱ 寝たきり度B 女性 80代 要介護3 自立度Ⅱ 寝たきり度B 男性 70代 要介護4 自立度Ⅱ 寝たきり度B 男性 70代 要介護3 自立度M 寝たきり度A
虐待の種別	介護等放棄	身体的虐待	身体的虐待 心理的虐待	身体的虐待	身体的虐待 心理的虐待
虐待を行った従事者の職種	介護職員	介護職員	介護職員	介護職員	介護職員
市町村が行った措置	施設等に対する指導、改善計画の提出	施設等に対する指導、改善計画の提出	施設等に対する指導、改善計画の提出	施設等に対する指導、改善計画の提出	施設等に対する指導、改善計画の提出、虐待を行った要介護施設従事者への注意・指導
虐待の内容	ナースコールを利用者が押せない位置に移動させた。	利用者の頭を叩いた。	利用者の左手をベッド柵に括り付け、その光景を他職員に見せた。	利用者の頬を2回叩いた。	・他の利用者の無断入室を防ぐため、本人や家族からの同意を得ず、外から施錠を行った。 ・他の部屋への入室を行わないよう、外から扉と廊下の手すりをエプロンで縛る行為を複数回行った。 ・ナースコールを無視した。 ・強引な介助で移動させ、ソファに突き倒した。 ・過去の問題行動等について、繰り返し叱責した。

※ 「自立度」とは「認知症高齢者の日常生活自立度」のことをいい、「寝たきり度」とは「障がい高齢者の日常生活自立度」のことをいう

事案 項目	16	17	18	19	20
施設・事業所のサービス種別	特別養護老人ホーム	認知症対応型 共同生活介護	認知症対応型 共同生活介護	認知症対応型 共同生活介護	認知症対応型 共同生活介護
被虐待者の状況	女性 80代 要介護4 自立度Ⅳ 寝たきり度 C	女性 80代 要介護3 女性 80代 要介護2	女性 70代 要介護2 自立度Ⅱ 寝たきり 度B	女性 90代 要介護5 自立度Ⅲ 寝たきり度 A	女性 90代 要介護1 自立度Ⅲ 寝たきり 度B
虐待の種別	身体的虐待 心理的虐待	心理的虐待	身体的虐待	身体的虐待	身体的虐待 性的虐待
虐待を行った従事者の職種	介護職員 特定困難	介護職員	介護職員	介護職員	介護職員
市町村が行った措置	施設等に対する指導、改善計画の提出	施設等に対する指導、改善計画の提出	施設等に対する指導、改善計画の提出	施設等に対する指導、改善計画の提出	施設等に対する指導、改善計画の提出
虐待の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ベッド柵を蹴った。 ・オムツ交換の際、必要以上の力で転がすように乱暴に動かした。 ・利用者の額を弾いた。 ・椅子からベッドに移動させる際、落とすようにベッドに寝かせた。 ・利用者に暴言を吐いた。 ・必要な手続きを行わず、ミトンを着用させた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者に暴言を吐いた。 ・利用者の便失禁を大声で他の職員に知らせた。 	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の背後から脇を抱え、施設内のリビングから居室まで引きずりながら移動させた。 	<ul style="list-style-type: none"> 他の利用者到处方されていた抗精神病薬を服用させた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の足の上に自分の足を乗せたり、利用者の横に座って、利用者が立ち上がることを制限した。 ・歩行中の利用者の腕を引っ張り、無理やり座らせた。 ・利用者の肩や腕を叩いた。 ・利用者の太ももを定規で叩いた。 ・額を指でつついた。 ・利用者が立ち上がる際に、ズボンを引っ張り、お尻が見える状態となったにもかかわらず、放置した。 ・上着をめくった。

※ 「自立度」とは「認知症高齢者の日常生活自立度」のことをいい、「寝たきり度」とは「障がい高齢者の日常生活自立度」のことをいう

事案 項目	2 1	2 2	2 3	2 4	2 5
施設・事業所のサービス種別	認知症対応型 共同生活介護	介護老人保健施設	介護老人保健施設	介護老人保健施設	養護老人ホーム
被虐待者の状況	女性 90代 要介護5 自立度Ⅱ 寝たきり度 B	女性 90代 要介護3 自立度Ⅲ 寝たきり度 A	不特定	男性 90代 要介護1	女性 90代 要介護2 男性 70代 要介護認 定なし
虐待の種別	身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	身体的虐待	心理的虐待
虐待を行った従事者の職種	介護職員	介護職員	特定困難	介護職員	支援員
市町村が行った措置	施設等に対する指 導、改善計画の提出	施設等に対する指 導、改善計画の提出	施設等に対する指 導、改善計画の提出	施設等に対する指 導、改善計画の提出	施設等に対する指 導、改善計画の提出
虐待の内容	利用者の頬を叩き、 つねった。	利用者を倉庫内に2 時間程度放置した。	利用者に暴言を吐い た。	利用者の顔を叩い た。	・利用者の衣類の目 立つ位置に何度も名 前を記載した。 ・利用者に日常的に 暴言を吐いた。

事案 項目	2 6	2 7
施設・事業所のサービス種別	短期入所生活介護	通所介護 (お泊まりデイ)
被虐待者の状況	女性 90代 要支援2	男性 80代 要介護4 自立度Ⅲ 寝たきり度 A
虐待の種別	身体的虐待	身体的虐待
虐待を行った従事者の職種	介護職員	管理者
市町村が行った措置	施設等に対する指 導、改善計画の提出	施設等に対する指 導、改善計画の提出
虐待の内容	利用者の頬を叩い た。	必要な手続きを行わ ず、つなぎ服を着用 させた。

※ 「自立度」とは「認知症高齢者の日常生活自立度」のことをいい、「寝たきり度」とは「障がい高齢者の日常生活自立度」のことをいう

(3) 重篤な案件、警察で犯罪として認められたケースについて

令和4年度はなし。

3 養護者による高齢者虐待の状況

(1) 相談・通報対応件数

県内全市町村で受け付けた養護者による高齢者虐待に関する相談・通報件数は、1,211件であった。

(2) 相談・通報者

「介護支援専門員（ケアマネジャー）」が34.2%と最も多く、次いで「警察」が17.0%であった。

○相談・通報者（複数回答）

区 分	人数	割合(%)
介護支援専門員（ケアマネジャー）	440	34.2
介護保険事業所職員	68	5.3
医療機関従事者	86	6.7
近隣住民・知人	37	2.9
民生委員	38	3.0
被虐待者本人	74	5.7
家族・親族	118	9.2
虐待者自身	27	2.1
当該市町村行政職員	73	5.7
警察	219	17.0
その他	104	8.1
不明（匿名を含む）	4	0.3
合計	1,288	100.0

（注）相談・通報者には重複があるため、内訳の合計は相談・通報件数1,211件と一致しない。

(3) 事実確認の状況

「事実確認調査を行った事例」が94.0%、「事実確認調査を行っていない事例」が6.0%であった。

「事実確認調査を行った事例」のうち、法第11条に基づく「立入調査により事実確認調査を行った事例」は0.1%であり、「訪問調査を行った事例」が71.0%、「関係者からの情報収集のみで調査を行った事例」が22.9%であった。

「事実確認調査を行っていない事例」の内訳は、「相談・通報を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例」が4.7%、「相談・通報を受理し、後日、事実確認調査を予定している又は事実確認調査の要否を検討中の事例」が1.2%である。

○事実確認の状況

区 分	件 数	割合(%)
事実確認調査を行った事例	1,169	94.0
立入調査以外の方法により調査を行った事例	1,168	94.0
訪問調査を行った事例	883	71.0
関係者からの情報収集のみで調査を行った事例	285	22.9
立入調査により調査を行った事例	1	0.1
警察が同行した事例	0	0.0
援助要請をしなかった事例	1	0.1
事実確認調査を行っていない事例	74	6.0
相談・通報を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例	59	4.7
相談・通報を受理し、後日、事実確認調査を予定している又は事実確認調査の要否を検討中の事例	15	1.2
合 計	1,243	100.0

(注) 事実確認の状況には、令和3年度以前に通報があったもののうち、令和4年度にかけて事実確認調査を行った32件を含むため、合計件数は令和4年度の相談・通報件数1,211件と一致しない。

(4) 事実確認調査の結果

事実確認調査の結果、市町村が虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例（以下「虐待判断事例」という。）の件数は、506件であった。

○事実確認調査の結果

区 分	件 数	割合(%)
虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例	506	43.3
虐待ではないと判断した事例	313	26.8
虐待の判断に至らなかった事例	350	29.9
合 計	1,169	100.0

(5) 虐待の種別

「身体的虐待」が65.9%と最も多く、次いで「心理的虐待」が37.0%、「介護等放棄」が20.4%、「経済的虐待」が18.1%、「性的虐待」が0.4%であった。

○虐待の種別（複数回答）

区 分	身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
件 数	342	106	192	2	94
割合(%)	65.9	20.4	37.0	0.4	18.1

(注1) 虐待の種別には重複があるため、合計は虐待判断事例の件数506件と一致しない。

(注2) 虐待の種別ごとの割合は、被虐待者の実人数519人に対する割合である。

(6) 被虐待高齢者の状況

ア 性別及び年齢

性別では、「女性」が82.5%、「男性」が17.5%と、「女性」が全体の約8割を占めていた。

年齢別では、「80～84歳」が22.9%と最も多かった。

また、発生率を男女別に比較すると、女性は男性の3.4倍であった。

なお、事例によっては被虐待高齢者が複数のものであるため、虐待判断事例の件数506件に対し、被虐待高齢者の人数は519人となっている。

○被虐待高齢者の性別

区 分	男 性	女 性	不 明	合 計
人 数	91	428	0	519
割合(%)	17.5	82.5	0	100.0

○被虐待高齢者の年齢別

区 分	65～ 69歳	70～ 74歳	75～ 79歳	80～ 84歳	85～ 89歳	90歳 以上	不 明	合 計
人 数	29	77	108	119	110	76	0	519
割合(%)	5.6	14.8	20.8	22.9	21.2	14.6	0.0	100.0

○被虐待高齢者の男女別発生率

(65歳以上高齢者数：令和5年4月1日現在)

性 別	人数(人) (A)	65歳以上高齢者数(人) (B)	発生率 (A/B×10,000)
男 性	91	598,937	1.52
女 性	428	825,510	5.18
計	519	1,424,447	3.64

※発生率は、高齢者1万人当たり「虐待と判断した数」

イ 要介護認定者数及び要介護状態区分

被虐待高齢者のうち、介護保険の利用申請を行い「認定済み」の者は78.4%と、約8割が要介護認定者であった。要介護認定者における要介護度区分は、「要介護1」が30.0%と最も多く、次いで「要介護2」21.1%の順であった。

○被虐待高齢者の要介護認定

区 分	人 数	割合(%)
未 申 請	97	18.7
申 請 中	11	2.1
認 定 済 み	407	78.4
認定非該当(自立)	4	0.8
不 明	0	0.0
合 計	519	100.0

○要支援・要介護状態区分

区 分	人 数	割合(%)
要支援1	41	10.1
要支援2	38	9.3
要介護1	122	30.0
要介護2	86	21.1
要介護3	59	14.5
要介護4	44	10.8
要介護5	17	4.2
不 明	0	0.0
合 計	407	100.0

ウ 要介護認定者の状況

要介護認定者（407人）のうち、「認知症日常生活自立度Ⅱ以上」の者は69.0%であった。

○要介護認定者の認知症日常生活自立度

区 分	人 数	割合(%)
自立又は認知症なし	36	8.8
自立度Ⅰ	83	20.4
自立度Ⅱ	144	35.4
自立度Ⅲ	99	24.3
自立度Ⅳ	20	4.9
自立度Ⅴ	5	1.2
認知症はあるが自立度不明	13	3.2
認知症の有無が不明	7	1.7
合計	407	100.0
自立度Ⅱ以上（再掲）	(281)	(69.0)

(注)「認知症はあるが自立度不明」には、一部「自立度Ⅰ」が含まれている可能性がある。

(参考)認知症高齢者の日常生活自立度

ラ ン ク	判 断 基 準
自立度Ⅰ	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内でも社会的にもほぼ自立している。
自立度Ⅱ	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。
自立度Ⅲ	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。
自立度Ⅳ	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。
自立度Ⅴ	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門治療を必要とする。

エ 虐待者との同居・別居の状況

「虐待者とのみ同居」が56.8%、「虐待者及び他家族と同居」が26.0%であり、両方を合わせると、82.9%が虐待者と同居であった。

○被虐待高齢者における虐待者との同居の有無

区 分	虐待者とのみ同居	虐待者及び他家族と同居	虐待者と別居	その他	不明	合計
人 数	295	135	78	11	0	519
割合(%)	56.8	26.0	15.0	2.1	0.0	100.0

オ 世帯構成

「未婚の子と同居」が30.6%と最も多く、次いで「夫婦のみ世帯」が28.5%であった。

○世帯構成

区 分	単身 世帯	夫婦 のみ 世帯	未婚の子 と 同居	配偶者と離別 ・死別等した 子と同居	子夫婦 と同居	その他	不 明	合 計
人 数	46	148	159	48	35	83	0	519
割合(%)	8.9	28.5	30.6	9.2	6.7	16.0	0.0	100.0

カ 虐待者との関係

被虐待高齢者からみた虐待者の続柄は、「息子」が34.4%と最も多く、次いで「夫」が26.8%、「娘」が19.2%の順であった。

なお、事例によっては虐待者が複数のものがあるため、虐待判断事例の件数519件に対し、虐待者人数は541人であった。

○被虐待高齢者から見た虐待者の続柄

区 分	夫	妻	息子	娘	息子の 配偶者 (嫁)	娘の 配偶者 (婿)	兄弟 姉妹	孫	その他	不明	合計
人 数	145	28	186	104	6	6	17	17	32	0	541
割合(%)	26.8	5.2	34.4	19.2	1.1	1.1	3.1	3.1	5.9	0.0	100.0

(注) 虐待者の人数は、被虐待者ごとにカウントしているため延べ数。

(7) 虐待への対応策について

ア 分離の有無

虐待への対応としては、「被虐待者の保護として虐待者からの分離を行った事例」が26.8%であり、一方、「被虐待者と虐待者を分離していない事例」は48.9%であった。

○虐待への対応策としての分離の有無

区 分	件 数	割合(%)
被虐待者の保護として虐待者からの分離を行った事例	187	26.8
被虐待者と虐待者を分離していない事例	341	48.9
現在対応について検討・調整中の事例	17	2.4
虐待判断時点で既に分離状態の事例（別居, 入院, 入所等）	83	11.9
その他	70	10.0
合 計	698	100.0

(注) 令和3年度以前に通報受理・事実確認した虐待事例で、対応が令和4年度となった事例177件を含むため、合計は被虐待高齢者の人数519人と一致しない。

イ 分離を行った事例の対応

「契約による介護保険サービスの利用」が33.7%と最も多く、次いで「医療機関への一時入院」が27.3%であった。

○分離を行った事例の対応の内訳

区 分	件 数	割合(%)
契約による介護保険サービスの利用	63	33.7
うち、面会の制限を行った事例	11	
老人福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置	23	12.3
うち、面会の制限を行った事例	19	
緊急一時保護	21	11.2
うち、面会の制限を行った事例	15	
医療機関への一時入院	51	27.3
うち、面会の制限を行った事例	8	
上記以外の住まい・施設等の利用	21	11.2
うち、面会の制限を行った事例	6	
虐待者を高齢者から分離(転居等)	1	0.5
うち、面会の制限を行った事例	0	
その他	7	3.7
うち、面会の制限を行った事例	3	
合 計	187	100.0

ウ 分離していない事例の対応の内訳

「養護者に対する助言・指導」が68.0%と最も多く、次いで「既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し」が31.1%であった。

○分離を行っていない事例の対応の内訳 (複数回答)

区 分	件 数	割合(%)	
経過観察(見守り)	59	17.3	
経過観察以外の対応	養護者に対する助言・指導	232	68.0
	養護者が介護負担軽減のための事業に参加	11	3.2
	被虐待者が新たに介護保険サービスを利用	45	13.2
	既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し	106	31.1
	被虐待者が介護保険サービス以外のサービスを利用	23	6.7
	その他	70	20.5

(注1) 分離を行っていない事例の対応ごとの割合は、被虐待高齢者と虐待者の分離を行っていない341件に対する割合。

(注2) 「経過観察(見守り)」には、他の対応と重複がない事例のみ計上。

エ 権利擁護に関する対応

権利擁護に関する対応として、成年後見制度及び日常生活自立支援事業の利用状況について把握した。

成年後見制度については、「利用開始済み」が22件、「利用手続中」が30件であり、これらを合わせた52件のうち、市町村長申立ての事例は26件（50.0%）であった。一方、「日常生活自立支援事業の利用」は8件であった。

(8) 重篤な案件、警察で犯罪として認められたケースについて

令和4年度はなし。

(9) 市町村における体制整備

市町村における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について、令和4年度末の状況を調査した。

96.7%の市町村で「虐待を行った養護者に対する相談、指導又は助言」が行われており、また90.0%の市町村で「成年後見制度の市区町村長申立が円滑にできるように役所・役場内の体制強化」が行われている。

○市町村における体制整備等の実施率（令和4年度末現在）

区 分	市町村数	割合(%)
対応窓口部局の住民への周知（調査対象年度中）	51	85.0
地域包括支援センター等の関係者への高齢者虐待に関する研修	42	70.0
高齢者虐待について、講演会や市町村広報紙等による住民への啓発活動	35	58.3
居宅介護サービス事業者に法について周知	37	61.7
介護保険施設に法について周知	33	55.0
独自の対応マニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成	56	93.3
民生委員、住民、社会福祉協議会等からなる「早期発見・見守りネットワーク」の構築への取組	39	65.0
介護保険サービス事業者等からなる「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」の構築への取組	16	26.7
行政機関、法律関係者、医療機関等からなる「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築への取組	18	30.0
成年後見制度の市区町村長申立が円滑にできるように役所・役場内の体制強化	54	90.0
地域における権利擁護・成年後見体制の整備に向けた中核機関の立ち上げ・体制整備	31	51.7
法に定める警察署長に対する援助要請等に関する警察署担当者との協議	32	53.3
老人福祉法の規定による措置を採るために必要な居室確保のための関係機関との調整	49	81.7
高齢者虐待対応・養護者支援が円滑にできるよう生活困窮者支援、DV担当課等の役所・役場内の体制強化	50	83.3
高齢者虐待対応・養護者支援が円滑にできるよう保健所、精神保健福祉センター、発達障害者支援センター等の関係機関との連携強化	25	41.7
虐待を行った養護者に対する相談、指導又は助言	58	96.7
居宅において日常生活を営むのに支障がありながら、必要な福祉サービス及び保健医療サービスを利用していない高齢者の権利利益の養護を図るための早期発見の取組や相談等	57	95.0
終了した虐待事案の事後検証について	24	40.0